○厚生労働省令第八十五号

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十七条第一項の規定に基づき、臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第九十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十七条第一項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。	
名　称	主たる事務所の所在地
公益財団法人医療機器センター（昭和四十六年四月六日に財団法人医療技術研究開発財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区本郷一丁目二十八番三十四号

改正前	
臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十七条第一項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。	
名　称	主たる事務所の所在地
財団法人医療機器センター（昭和四十六年四月六日に財団法人医療技術研究開発財団という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区本郷三丁目四十二番六号

附　則

この省令は、平成三十年七月九日から施行する。